



「世界人権宣言」ってなに？

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

世界人権宣言は、すべての人間が生まれながらに基本的人権を持っているということを、初めて公式に認めた宣言です。

1948年12月10日、パリで開かれた国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。



第1条 みんな仲間だ	第2条 差別はいやだ	第3条 安心して暮らす	第4条 奴隷はいやだ	第5条 拷問はやめる	第6条 みんな人権をもっている
第7条 法律は平等だ	第8条 泣き寝入りはしない	第9条 簡単に捕まえないで	第10条 裁判は公正に	第11条 捕まっても罪があるとはかぎらない	第12条 ないしょの話
第13条 どこにでも住める	第14条 逃げるのも権利	第15条 どこの国がいい？	第16条 ふたりで決める	第17条 財産をもつ	第18条 考えるのは自由
第19条 言いたい、知りたい、伝えたい	第20条 集まる自由、集まらない自由	第21条 選ぶのはわたし	第22条 人間らしく生きる	第23条 安心して働けるように	第24条 大事な休み
第25条 幸せな生活	第26条 勉強したい？	第27条 楽しい暮らし	第28条 この宣言がめざす社会	第29条 権利と身勝手は違つ	第30条 権利を奪う「権利」はない

「わかりやすい世界人権宣言（谷川俊太郎訳）」

いじめや虐待、性被害等の子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人ひとりが様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことが大切です。

今一度、人権について改めて考えてみませんか。

2024. 12

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は
☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

